

諸証明の発行手数料を免除しています(被災に伴う手続きに限る)

被災された人が、被災に伴う各種手続きのために使用する諸証明(住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、固定資産証明書など)の発行手数料を免除します。(り災証明書、り災届出証明書が必要です)ただし、ミナクルの窓口(市民課、税務課)での発行のみ対象です。

問 市民課 ☎53-8417(住民票の写し、印鑑登録証明書などに関すること)

税務課 ☎53-8412(納税証明書、固定資産証明書に関すること)

市・県民税の申告受け付けを延長しています

現在、震災対応を優先しているため、例年より規模を縮小して実施しています。

地震の発生を受けて、石川県と富山県に住所がある人の申告期限を延長していますので、状況が落ち着いてから申告してください。

■3月15日(金)まで

受付会場	201会議室(七尾市役所 本庁舎2階)
受付時間	9:00~11:30、13:00~16:30 土・日、祝日の受け付けは行っていません。
対象となる申告	市・県民税申告書 所得税の確定申告書 ※ただし、次の申告相談は七尾税務署へお願いします。 土地や建物、株式などの譲渡所得の確定申告、青色申告、住宅借入金等特別控除、雑損控除、亡くなった人の確定申告

■3月18日(月)以降

受付会場	税務課(ミナクル2階)
受付時間	8:30~17:15 土・日、祝日の受け付けは行っていません。
対象となる申告	市・県民税申告書 ※所得税の申告相談はできません。七尾税務署へご相談ください。

問 税務課 ☎53-8412

復旧作業の際は安全確保をお願いします

復旧作業を行う場合は、周囲の状況を確認し、安全に十分配慮してください。

作業中の事故を防ぐため、次のことを心掛けてください。

- ・作業は、できるだけ一人で行わないようにしましょう。
- ・無理をせず、休憩を挟むようにしましょう。
- ・手袋やヘルメット、ゴーグルなどを着用し、けがを防ぐようにしましょう。
- ・余震が続いているので、すぐに避難出来る場所や経路を、あらかじめ確認しておきましょう。

問 防災交通課 ☎53-6880